2026 年 9 月 24 日

USEN 少額短期保険株式会社

令和８年台風第 25 号に伴う災害等により被害を受けられた皆さまへ

令和８年台風第 25 号に伴う災害等により被害を受けられた皆様に心からのお見舞いを申し上げます。
当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

＜保険料払込猶予期間の特別措置＞
お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680
※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2026 年 9 月 30 日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
千葉県 （15 市 8 町 1 村）	銚子市（ちょうしし）、木更津市（きさらづし）、野田市（のだし）、 成田市（なりたし）、旭市（あさひし）、勝浦市（かつうらし）、 流山市（ながれやまし）、鴨川市（かもがわし）、君津市（きみつし）、 富津市（ふっつし）、袖ケ浦市（そでがうらし）、 南房総市（みなみぼうそうし）、匝瑳市（そうさし）、 香取市（かとりし）、いすみ市（いすみし）、栄町（さかえまち）、 神崎町（こうざきまち）、横芝光町（よこしばひかりまち）、 睦沢町（むつざわまち）、長生村（ちょうせいむら）、 長南町（ちょうなんまち）、大多喜町（おおたきまち）、 御宿町（おんじゅくまち）、鋸南町（きょなんまち）	9 月 20 日
東京都 （1 町）	大島町（おおしままち）	9 月 21 日

神奈川県 （2 市）	三浦市（みうらし）	9 月 20 日
	横須賀市（よこすかし）	9 月 21 日